# 〇厚生労働省令第百三十七号

十九 法 項、 項 康 び第二号 令 七 条 律 項 並 第 保 第 健 韶 年政令 第 並 九 康 び 険 (昭 条第 法 保 第二十 び に 項 和三十三年 五. 十二条 第 が並 に 第 施 険 和 法 第三百十八号) 五. 第八 八項、 三号、 行令 一項第三号、 九 施 + びに第三項並びに第二十 条 行令等 項、 七 の二第三 大正 第二 年 政 船 の三第一 法 玉 員 令第三百六十二号) 律第 民 十 項 0 保 健康! 険法: 項 第二項第三号及び第七項第一 第三号及び第七 五 項第三号、 八十 及び 年勅 部を改正する政令 第七条第三項第一 保 施 · 号 ) 第五· 険法 行令 令第二百 第 十三条第三項 (昭 昭昭 ・九条の 第三項第三号及び第八項第一号ハ、 五 和二十二 第二十七 + 和三十三年 項 四十三号)第三十六条第一号、 第 应 兀 号及び第二号、 条 (平成二十六年政令第三百六十五号) 号 ハ 第四 の 三 八年 条の二 に 一第 法 ·政令第二百 並 項 お 号ハ並 律第 並 び 一項第四号及び第五号、 1 第三 て準 び に 百 第四 に 第十四年 用 びに第十条第 高 項 九十二号) する第三 第 齢 四十号) 十三条第 者 号 条  $\mathcal{O}$ 第一 及び第二号、 匝 医 第 第七 第四 + 療 第二十九条の 項 項第二号並び 五. 九  $\mathcal{O}$ 項 第 条第 第 + 条第 確 条第三項 高齢 保 条第一 号 に 八 の施行に伴 第二十 号ハ及びニ、 号、 ハ及 関 者 項 す  $\mathcal{O}$ 並 医 兀 第八 び 項第二号、 に第十六条第三 る びに第五 玉 法 療 第 民 二、 九 律 条第 条 健  $\mathcal{O}$ 施 項 の 二 第 確 康 十二条 第 第 行 保 保 五. 第四 並 令 に 第 項 項、 険 五. び 号 関 法 項、 第 ( 平 成 項 に する 第六 第七 項 二号 十 二 ハ 施 及 第 第 健  $\mathcal{O}$ 行

規定に基づき、 健康保険法施行規則等の一 部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

(健康保険法施行規則の一部改正)

第一 条 健康保険法施行規則 (大正十五年内務省令第三十六号) の一部を次のように改正する。

第五十八条第一号及び第六十二条の三第一号中 「第四十三条第一項第一号ハ」 を「第四十三条第一項第

号ホ」に改める。

第八十六条の二第一 号 中 「二千グラム」を「一千四百グラム」に、 「三十三週」を「三十二週」 に改め

る。

第九十八条第一号中「昭和二十二年法律第百六十四号)」の下に「第十九条の二第一項の小児慢性特定

疾病医療費の支給、 同法」を加え、 同 条第九号の 四の次に次の一号を加える。

九 の五 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成二十六年法律第五十号) 第五条第一項の特定医

## 療費の支給

並びに第四項第一号及び第二号中 第九十八条の二の見出し中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、 「第四十二条第一 項第三号」を 「第四十二条第一項第五号」 同条第二項 に改め、 同

第百条 (見出しを含む。) 中 「第四十二条第一項第一号若しくは第二号、 第二項第一号若しくは第二号

条第六項及び

)第七項:

中

「特·

定疾

急給:

付

. 対象:

療養」

を

特

定疾病給

付対象

療

養」

に改

 $\Diamond$ 

を 「第四十二条第一項第一号、第二号若しくは第三号、 第二項第一号、第二号若しくは第三号」に、

若しくは 第百 口 条 (見出 を 乛 しを含む。) 口若しくはハ」に、 中 「第四十二条第一 「特定疾患給付対象療養」 項第三号」を 「第四十二条第 を 「特定疾病給付対象療養」 項第五 号 に 改 に改める。 んめる。

第百三 条の二第一項中 「若しくは 口 を 口、 ノヽ 若しくはニ」 に、 「又は第二号」 を っか 5 第四 号ま

でのいずれか」に改め、 同条第三項第四号中「若しくは令第四十三条第一項第一号ロ」を 令第四十三

条第一 項第一号ロ」に改め、 「第四十二条第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき」の下に

令第四十三条第 項第 一号ハに掲げ る者が令第四 十二条第 項第三号に掲げ る者に該当しなくなったとき

若しくは令第四十三条第一項第一号ニに掲げる者が令第四十二条第一項第四号に掲げる者に該当し

なくな

第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第二号に掲げる区分に該当しているこ とにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなったとき」を削る。 ったとき」を、 「第四十二条第二項第一号」の下に「から第四号までのいずれか」を加え、 「若しくは令

第百 匹 条 ( 見 出 L を含む。 中 若 しくは 口 を 口 若 しくは ハ に改  $\dot{\aleph}$ 

兀 条第一項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第一号ニに掲げる者 号に掲げ は とにつき認定を受けている者 第四十二条第一項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき」を加え、 十二条第一項第五号」に、 項の規定により令第四十二条第二項第二号」を 令第四十三条第一 項第三号」を「第四十二条第二項第五号」に改め、 第百 五条第一 る者に該当しなくなったとき」 項中 項 第 一 「第四十三条第一項第一号ハ」 号 「同条第二項第三号」を が当該区分に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第三項若 口 を の 下 に 令第四十三条第一 「から第四号までの を 令第四十三条第一項第一号ハに掲げ 同 同項第四号中 「第四十三条第一項第一号ホ」 条第二項第五号」に改め、 項 第 一 号 Ц Ц 「第四 いずれか」 に 「に掲げる区分に該当しているこ 改 十二条第一項第三号」 め、 に、 第四 同 に、 条第六項中 「第四十三条第 る者が 十二条第 第四 . 令第四 を 十二条第 しく 若 項 「第四 、は第 「 が 令 + 項

第一号ハに掲げる者が令第四十二条第一項第三号」を 「第四十三条第一項第一号ホに掲げる者が令第四十

一条第 項第五号」に、 「第四十二条第二項第三号」を 「第四十二条第二項第五号」 に改 め

第百六条第 項第一 号 中 「児童福 祉 法 の 下 に 「第十九条 の二第 項の 小 児慢 性 特 定疾病 医 療 費 の支給

同 法 を加い え、 同 項 第 七 号 の三  $\mathcal{O}$ 次に 次  $\mathcal{O}$ 号 を加 え る。

七

0)

几

難

病

 $\mathcal{O}$ 

患者に

対する医

原等

に

関する法

1律第1

五.

条第

一項

0

特定

医

療

費の支給

第 百 六条第二項第一 号を同 項第一号の二とし、 同号の前に次の 号を加える。

児 / 童福: 祉 法第十. · 九 条 の 二 第一 項 の小児慢性 特定疾 病 医療費  $\mathcal{O}$ 支給

第百六条第二項第二号の次に次の一号を加える。

難 病  $\mathcal{O}$ 患者に 対する医 療 等 に . 関 す る法 は 律 第五 条第 項 0) 特定医 療 費  $\mathcal{O}$ 支給

第百七 条第一 号 中 「児童 福 祉法」 0) 下に 「第十. 九条の二第 項  $\mathcal{O}$ 小児慢性 特定疾病 医 療費の支給、 同法

」を加え、同条第八号の三の次に次の一号を加える。

八  $\mathcal{O}$ 兀 難 病 0) 患 者に対す る医 療等 12 · 関 ずす る法 1律第1 五. 条第 項 0 特定医疗 療 費の支給

第百八条第一号から第三号までを次のように改める。

- 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給
- 障 :害者 の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費

同 法第七十条第一 項の 療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養 介護医療費の支給

### 三削除

第百八条第五号の二の次に次の一号を加える。

五.

<u>の</u> 三

難

病

0

第百 九条第三項中 「第四十二条第一 項第三号」を 「第四十二条第 一項第五号」 に改

患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給

第 百 [九条の 十第三 項中 「第四 十三条 の三第 一項第三号」 を 「第四十三条 の 三 一第 項第五 号」 に 改める。

第百三十四 条 第 項  $\mathcal{O}$ 表第百三条 穴の二第 項  $\mathcal{O}$ 項中 「若しくは . П \_ を 口、 ハ 若しくは に 改 め、

同 表第百三条の二第三項第四 号の項中 「若しくは令第四十三条第一 項 第 一 号口 に掲げる者が令第四十二条

第 項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第四十三条第三項若しくは第四 項 の規定により令

第四十二条第二項第一 号に掲げ る区分に該当していることにつき認定を受けてい る者が 2当該区: 分に該当し

なくなったとき若しくは令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第二号に掲

被保険 三項 を受け 条 第 旨 第三号ニに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている日雇 当してい この号に 場合に該当している旨の認定を受けている日雇 該当して くなったとき、  $\mathcal{O}$ ていることにつき認定を受けている者」に、 第三 認定を受けてい が 者 項第二号ハに て 同 一号に が る旨の お 1 号ハに掲げ 令第四 る旨 いて同じ。) る 掲げ 日 令第四十三条第一項第三号ハに掲げる場合に該当している旨の認定を受けてい 認定を受けてい 雇 の認定を受けている 十二条第四 る場合に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第 特 、る日雇は 掲げる場合に該当してい る場合に該当しなくなったとき、 例 被保証 が令第四十二条第一 険 特例被保険者 者が 項第三号に掲げる場合に該当しなくなったとき若しくは令第四 、 る 目 ?同号 雇 日 特例被保険者が令第四十二条第三項第四号に掲げる場合に該当 雇 ハに掲げる場合に該当しなくなったとき又は 特 (日雇特例被保険者であった者を含む。 例被保険者が る旨 項第五号に掲げる場合に該当しなくなったとき、 特 「第四十三条第一項第一号ハに掲げる場合に該当している 0 例被保険者 認定を受けて 同項第二号ハに掲げる場合に該当してい 同号 二 二 \_ (日雇 を 特例被保険者が令第四十二条第四 7 る 特例被保険者であった者を含む。 「第四十三条第一項第一号ホ 日 雇 特例 項第二号ニに掲げ 被保険 以下この号にお 同号ニに 者 が 令第四十二 十三条第 撂 る日 令第四 る旨 る場合 げ に掲 る場 いて同じ |項第四 雇  $\mathcal{O}$ 一条第 認定 十三 しな 以下 げる 合に に 特 該 項 例

る旨 号に掲げる場合に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第四号ハに掲げる場合に該当してい とき又は令第四十三条第三項若しくは [の認定を受けている日雇特例被保険者が令第四十二条第五項第三号に掲げる場合に該当しなくなった 第四 1項の 規定により令第四十二条第二項第五号に掲げ る区分に該当

L

ていることにつき認定を受けてい

る日

雇

特例

被

保険

者

に

改める。

項 第 同 である場合は 条第2項第1号に掲げる者である場合は 様式第十三号の二(裏面) 1号又は第2項第 「ア」 と、 1号に掲げる者である場合は 同条第 中 1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は 「第42条第 Б \_\_\_\_\_ 1項第2号に掲げる者であ を 「ウ」と、 「第42条第 同条第1 1項第2号又は第2項第2号に掲げる者 る場合は 1項第4号又は第2項第4号に掲げ 「A」と、 「イ」 同項第 と、 同 1号又は 条 第 1

る者である場合は「エ」」に改める。

号又は第2項 様式第十四号 第5号に掲げる者である場合は (裏面) 中 「第42条第 1項第3号に掲げる者である場合は「C」」を「第42条第1項第5 「オ」」 に改める。

(船員保険法施行規則の一部改正)

第二条 船 員保険法施行規則 (昭和十五 年厚生省令第五号) の一部を次のように改正する。

第七十四条第一号中「二千グラム」を「一千四百グラム」に、 「三十三週」を「三十二週」に改める。

第八十六条第一号中「昭和二十二年法律第百六十四号)」の下に「第十九条の二第一項の小児慢性特定

疾病医療費の支給、 同法」を加え、 同条第十号の二の次に次の一号を加える。

# 療費の支給

十の三

難

病

 $\bigcirc$ 

患者に対する医療等に関する法律

(平成二十六年法律第五十号)

第五条第一項の特定医

第八十七条の見出し中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、 同条第二項並び

に第四項第一号及び第二号中 「第九条第一項第三号」を 「第九条第一項第五号」 に改め、 同条第六項及び

第七項中 「特定疾患給付対象 療養」 を 「特定疾病給付対象療 養」 に改 いめる。

第八十九条 (見出しを含む。 中 「第九条第一 項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号若しくは

第二号」を 「第九条第一項第一号、第二号若しくは第三号若しくは第二項第一号、第二号若しくは第三号

「若しくはロ」を「、 ロ若しくはハ」に、 「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」

に改める。

第九十条 (見出しを含む。 中 「第九条第一項第三号」を「第九条第一項第五号」 に改める。

該区分に該当しなくなったとき若しくは令第十条第三項若しくは第四項の規定により令第九条第二項第二 者に該当しなくなったとき」を加え、 者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一 該当しなくなったとき」の下に 令第十条第一項第一号ロ」を「、 第九十三条第一項中「若しくはロ」を「、  $\overline{\ }$ 令第十条第一項第一号ロ」に改め、 令第十条第一項第一号ハに掲げる者が令第九条第一 「に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けてい 口、 項第一号ニに掲 ハ若しくはニ」に改め、 げる者が令第九 「第九条第一項第二号に掲げる者に 同条第三項第三号中「若しくは 条第 項 項第三号に掲げる 第四 号 に掲 る者 げる が 当

を 第九 第九 「第九条第二項第五号」に改め、 十五 十四四 条第 条 (見出しを含む。 一項中 「第十条第一 中 項 第 一 「若し 同項第四号中 号ハ」 Š は 口 を を 「第十 「第九条第一項第三号」を「第九条第一項第五号」に -条第一 口 若しくはハ」 項第一号ホ」 に改める。 に、 第九条第二項第三号

号」を

っか

ら第四号までのいずれか」

に改める。

口  $\mathcal{O}$ 「同条第二項第三号」を「同条第二項第五号」 下に を 令第十条第一 令第十条第一項第一号ハに掲げる者が令第九条第一項第三号に掲げる者に該当しなくなった 項 第 号口」 に改め、 「第九条第 に改め、 同条第六項中 項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき 「若しくは令第十条第 項 第 一号

での 号ホに掲げる者が令第九条第一 とき」を加え、 ったとき若しくは令第十条第三項若しくは第四項の規定により令第九条第二項第二号」を「から第四号ま とき若しくは令第十条第一項第一号ニに掲げる者が令第九条第一項第四号に掲げる者に該当しなくなった ζ`\ ずれか」に、 「に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくな 「第十条第一項第一号ハに掲 項第五号」に、 「第九条第二項第三号」を だける者が令第九条第一 項第三号」を 「第九条第二項第五号」 「第十条第 項 第 に改め

第九十六条第一項第一号中 法 を加え、 [項第七] 号の二の次に次の一号を加える。 「児童福祉法」の下に 「第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支 る。

給、

同

同

七 <u>の</u> 三 難 病  $\mathcal{O}$ 患者に対する医療等 に関する法律第五 条第 項  $\mathcal{O}$ 特定医 療 費の支給

第九十六条第二項第一号を同項第一号の二とし、 同号の前に次の一号を加える。

児童 福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給

第九十六条第二項第二号の次に次の 一号を加える。

難病 の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給

第九十七条第一号中「児童福祉法」 の下に「第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、 同

法」を加え、同条第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三 難病 の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給

第九十八条第一号を同 · 条 第 号の二とし、 同 号の前 に次の一号を加える。

児童福祉法第十 九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給

第九十八条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 難病 の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給

第九 十九条第三項中 第九条第一 項第三号」を 「第九条第一 項第五号」 に 改め る。

第百 八 条第 項 中 「第三十一 条の七」 を 「第八十四条」 に改め、 同条第三項中 「第十二条第 項第三号

を「第十二条第一項第五号」に改める。

様式第六号 (裏面) 中 「第9条第 1項第2号に掲げる者である場合は「A」と、 同項第1号又は同条第

2 項第 1号に掲げる者である場合は В を 「第9条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である

場 合は 「ア」 と、 同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は 「イ」と、 同条第1項第1

号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、 同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者で

ある場合は「エ」」に改める。

様式第七号 (裏面) 中 「第9条第1項第3号に掲げる者である場合は  $\overline{C}$ を 「第9条第1項第5号

又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」」に改める。

(国民健康保険法施行規則の一部改正)

第三条 国民健康保険法施行規 則 (昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第 五. 条 の五第一号中 「昭和二十二年法律第百六十四号)」 の 下 に 「第十九条の二第一項の小児慢性特定

疾 病 医療費 の支給、 同法」 を加え、 同 条第九号の 四の次に次の一 号を加える。

九  $\mathcal{O}$ 五. 難 病  $\mathcal{O}$ 患者に対する医療等に関する法律 (平成二十六年法律第五 十号) 第五 一条第一 項の特定医

療費の支給

第二十四条の二の見出し中「第二十七条の二第三項」の下に「第一号」を加え、 同条中「同項各号」を

「同項第一号又は第二号」に改める。

第二十 四条の三の見出し及び各号列記以外の部分中 「第二十七条の二第三項」 の 下 に 「第一号又は第二

号」を加え、 同条第二号中「第二十七条の二第三項各号」を「第二十七条の二第三項第一号又は第二号」

に改める。

第二十六条の二中 「第四十三条第一項第一号ハ」 を「第四十三条第一項第一号ホ」に、 「第二十九条の

三第一項第三号」を 「第二十九条の三第一 項第五号」 に改  $\Diamond$ る。

第二十六条の三第一 項 中 「標準負担 額減 額 認定申請 書」 を 「食事 療養標準 負担額減額 認定申 -請書」 に改

め、 同項第三号中「第二十九条の三第一項第三号イ及びロ」 を「第二十九条の三第一項第五号イ及びロ」

に、 減 額 認定世帯員」 を「食事療養減額認定世帯員」に改 め、 同条第二項中 「標準・ Á (担額減) 類認定 証

を 「食事・ 療 養 **V標準負** 担 |額減| 額 || 認定証 に、 「減 額 (認定) 証」」 を 「食事 療 養 減 額 認定 証 に 改 め、 同 条第

 $\equiv$ 項 中 減 額認定 証 を 「食 事 療養 減 (額認定) 証 に、 減 **複認定** 世 |帯員」 を 「食· 事 療養 減 額 認 定 世 帯 員

に改め、 同 条第四項から第八項までの 規定中 「減額認定証」 を 「食事療養減額認定証」 に改め る。

第二十六条の四 (見出しを含む。) 及び第二十六条の五中 「減額認定証」 を 「食事療養減額認定証 に

改める。

第二十六条の六の三中 「第四十三条第一項第一号ハ」 を 「第四十三条第一項第一号ホ」 に、 「第二十九

条の三第一項第三号イ及びロ」を「第二十九条の三第一項第五号イ及びロ」に改める。

第二十六条の六の四を第二十六条の六の五とし、第二十六条の六の三の次に次の一条を加える。

(生活療養標準負担額の減額に係る保険者の認定等)

第二十六条の六 の 四 健 康保 除法第: 八十五条 の二第二項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の

規定に より読み替えて適用する健康保険法施行規則第六十二条の三第一 号の規定による保険者 1の認: 定

第二十七条の十四の二及び第二十七条の十四の四に規定する保険者の認定を除く。以下この条にお *\*\ 7

「認定」という。) を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、 次に掲げる事 項を

記 載 した生活療養標準負担 額減額認定申請書に、 第二号及び第三号に掲げる事項を証 でする書 1類を添: 付 ľ

保 険 人者に提っ 出 しなければ ならない。 ただし、 保険者は、 当該. 事実を公簿等又はその写しによつて確認

することができるときは、 当該書類を省略させることができる。

世帯主若しくは組合員又はその世帯に属する被保険者の氏名及び生年月日

二 認定を受けようとする被保険者の入院期間

 $\equiv$ 令第二十九条の三第一項第五号イ及びロ の区分に従い、 それぞれ同号イ及びロに定める者 (第三項

第一 号において「生活療養減額認定世帯員」という。)の全てが、 前条の規定により読み替えて適用

する健康保険法施行規則第六十二条の三第一号に定める者である旨

四 被保険者証の記号番号

2 前 項  $\mathcal{O}$ 申 請 に基づき、 認定を行つたときは、 保険者は、 様式第一号の六の二による生活療養標準負担

額 減 額 認 定証 (以 下 「生活 **!療養減!** 額認定証」という。) を、 同項の認定を受けた被保険者の 属する世帯

 $\mathcal{O}$ 世帯主又は組合員に有効期限を定めて交付しなければならない。 ただし、 当該被保険者が食事療養減

額 認認定 証 の交付を受けてお n, 保険者が当該食事療養減額認定証に生活療養減額認定証を兼ねる旨を明

記した場合は、この限りではない。

3 認定 を受けた被保険者が、 次の各号のい ずれかに該当するに至つたときは、 世帯主又は組合員は、 遅

滞なく、 生活療養減額認定証を保険者に返還しなければならない。

六十二条の三第一 生活療養減額 認定世帯員のいずれ 号に定める者でなくなつたとき。 なかが前れ 条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第

二 生活療養減額認定証の有効期限に至つたとき。

4 第七条の二(第三項ただし書を除く。)及び第二十六条の三第五項から第八項までの規定は、 生活療

養減額認定証について準用する。

5 認定 を受けた被保険者は、 法第五十二条の二第一項に規定する入院時生活療養費に係る療養又は法第

五十三条第 項 第 号に規定する保険 外 併用· 療養費に係 ぶる療養 (生活療 養に限る。) を受けようとする

保険 医療 機 機関に提 出する被保険者証 に、 生活· 療養減額 認定証を添えなければならな

6 第二十六条の五の規定は、 生活療養減額認定証を保険医療機関に提出しなかつたために減額しない生

活療養 標準 **一負担** 額を支払つた場合における被保険者に対する入院時生活 療養費の支給につい 7 準用する。

第二十七条の十二第一号中 「児童 福 祉 法 0 下に 「第十 九条 の 二 第一 項の 小児慢性 特定疾病 医 「療費 の支

給、同法」を加え、同条第九号の四の次に次の一号を加える。

九 の五 難病 の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給

第二十七条の十二の二(見出しを含む。) 中 「特定疾患給付対象療養」 を 「特定疾病給付対象療養」 に

改める。

第二十 七条の十四 (見出しを含む。 中 「第二十九条の三第一項第一号若しくは第二号、 第三項第 号

療養」 若しくは第二号」を「第二十九条の三第一項第一号、第二号若しくは第三号、 くは第三号」に、 に改める。 「又はロ」を「、 口若しくはハ」に、 「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象 第三項第一号、 第二号若し

下に 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき」を加える。 0) め、 当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第二号ホに掲げる者が令第二十九条の三第三項第五 合に該当しなくなつたとき」を加え、 たとき若しくは令第二十九条 二十九条 四第一項第二号ハ」に改め、 号ハ」に改め、 第二十七 同条 令第二十九条の四第一項第二号ニに掲げる者が令第二十九条の三第三項第四号に掲げる場合に該 第四 の四第一項第一号ニに掲げる者が令第二十九条の三第一項第四号に掲げる場合に該当しなくなつ 条の十四 項第一号中「若しくは令第二十九条の四第一項第一号ハ」を「、令第二十九条 「第二十九条の三第一項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき」の下に の二第一項第二号中  $\mathcal{O}$ 四第 「第二十九条の三第三項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき」の 項 第 一 「若しくは令第二十九条の 「若しくは第三号」を「、 号ホに掲げる者が令第二十九条の三第一 兀 第一 第三号、 項第二号ハ」 第四号若しくは第五号」 を 項第五号に 令第二十  $\mathcal{O}$ 匹 掲げ 第一 一、 に改 -九条 令 第 項 第 る場

第二十七条の十四の三(見出しを含む。)中「若しくはロ」を「、 ロ若しくは ハ に改める。

第二十七 条の十五第一項第一号中 「児童福祉法」 の 下 に 「第十九条の二第一 項の小児慢性特定疾病医療

費の支給、 同法」 を加え、 同項第七号の三の次に次の一号を加える。

七 難 に対 る医 る法 1律第1 五. 項 特定 支給

 $\mathcal{O}$ 

几

病

 $\mathcal{O}$ 

患

者

す

療 等

に . 関

す

条 第

 $\mathcal{O}$ 

医 療

費

0

第二十· 七条  $\mathcal{O}$ 十五 第二 一項第 号から 第三号までを次のように改  $\Diamond$ る。

児童福祉 法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾 病医療費 の支給

障 . 害者  $\mathcal{O}$ 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五 十八条第一項の自立支援医療費

同 法 第七 + -条 第 項 0 療 養 介護 医 療費又は 同 i法第· 七 + -条 第 項 の基準 ・該当療養介護医療費の 支給

三 削 除

第二十· 七 条の十五第二 |項第四号の二の次に次の一号を加える。

兀 難 病 の患者に対する医療等に関する法律第五 条第一項 の特定医療費の支給

第二十七条の十七 第四 1項中 「第二十九条の三第一項第三号」を 「第二十九条の三第一 項第五号」 に改め

る。

第二十七条の二十三(見出しを含む。)中「第二十九条の四の三第一項第二号及び第三号並びに」を「

第二十九条の四の三第一項第二号から第五号まで及び」に改める。

第二十七条の二十六第四項中「第二十九条の四の三第一項第三号」を「第二十九条の四の三第一項第五

号」に改める。

様式第一号の六 (表面) 中「国民健康保険標準負担額減額認定証」 を 「国民健康保険食事 療養標準負担

額減額認定証」に改め、 同様式 (裏面)中「減額認定証」を「食事療養減額認定証」に改める。

様式第一号の六の次に次の一様式を加える。

(裏面) (表面)

 工不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役のこの証を添えて、市町村(組合)にその旨を届け出てください。
一、この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、四、この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、出の届出をする際には、この証を添えてください。
二、正正この証を市町村(組合)にその旨を届け出てください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
二、不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の ります。 療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となこの証によって入院の際に生活療養を受ける場合に支払う生活 処分を受けます。 注 意 事 項

		国民	建康保険生活	療養標準負担	旦額減額認定証	]
			交付年月日	年 月	<u> </u>	
記 号				番号		
世帯主(組合員)	住	所				
	氏	名				男・女
減額対象者	氏	名				男・女
	生年	月日	昭 • 平	年	月	Ħ
発行期日			平成	年	月	日
有効期限			平成	年	月	目
長期入院 該 当			平成	年	月 り から	保険者印
保険者番号並 びに保険者の 名称及び印						

### 備

- 考 この証は、減額対象者1人ごとに作成すること。

- 1 この記は、版板が家省に入ことに下成りること。 2 「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日を記載すること。 3 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。 4 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第一号の八備考中 「第29条の3第1項第2号に掲げる者である場合は「A」と、 同項第1号に該当

する場合は「B」と、 同項第3号に掲げる者である場合は「C」」 を「第29条の3第1項第2号又は第2

項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、 同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者であ る場合は

イ と、 同 条第 11項第 1号又は第2項第 1号に該当する場合は 「ウ と、 同条第 11項第 4号又は 第 2項

第4号に掲げる者である場合は「エ」と、 同条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は

オ」」に改める。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 高 齢 者  $\mathcal{O}$ 医 療 0 確 保に 関する法律施行規則 (平成十九年厚生労働省令第百二十九号) の — 部を次の

ように改正する。

第十三条第七号の三の次に次の一号を加える。

七 し の 匹 難病 の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号) 第五条第一項の特定医

療費の支給

第三十一条の見出し中 「第七条第三項」 の 下 に 「第一号」 を加え、 同条中「同項各号」 を 「同項第 一号

又は第二号」に改める。

第三十二条の見出し及び各号列記以外の部分中「第七条第三項」の下に「第一号又は第二号」を加え、

同条第二号中 「第七条第三項各号」を 「第七条第三項第一号又は第二号」に改める。

第六十一条第七号の三の次に次の一 号を加える。

七

の

几

難

病

第六十一条の二(見出しを含む。) 及び第六十三条(見出しを含む。)中「特定疾患給付対象療養」を

の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医

療費の支給

特定疾病給付対象療養」 に改める。

第六十八条第五号の二の次に次の一 号を加える。

五. の三 難 病  $\mathcal{O}$ 患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給

附 則

(施行 期 日)

第 条 この省令は、 平成二十七年一月 日 から施行する。

健 康保険法施行規則の一 部改正に伴う経過措 置

第二 条 こ の 省令 の施行 の 日 (附則第三条第一 項にお いて 「施行日」という。 前の出る 産に係る健康保 険法

施 行規則第八十六条の二の規定の適用については、 なお従前の例に による。

2 平成二十七年一 月 か ら同年十二月までの 間 に お į١ ては、 健康保証 険法 (大正十一 年法律第七十号) 第七十

兀 条第 項 第三号又は 第百. 十条第二 項 第 号ニ  $\mathcal{O}$ 規定 が 適 用 され える者及び び 健 康 保 険 法 施 行 ?令第四 十 条第

項 第 一 号に規定す る病院等 に 第 条  $\mathcal{O}$ 規定 によ る改 正 後  $\mathcal{O}$ 健 康 保 険 法 施 行 規 則 ( 以 下 新 健 保 規則」 لح

7 様式第十三号の二に よる健康保険限 度額 適用 認 定証 又は 新 健保! 規 則 様式第十四号による健 康 保険

限 度額 適 用 標準 <del>-</del> 負 担 額減 額 ·認定証· を提出 して健 康保険法施行令第四十一 条第七百 項に規定する特定疾 病給

付 .対象 療 養を受け た場 合  $\mathcal{O}$ 当 該 療養を受けた者に . つ ζ`\ 7 は、 新 健 保 規 測第· 九 + -八条 の 二 第 項  $\mathcal{O}$ 申 出 に 基

づく保険者の認定を受けているものとみなす。

3 この 省 令の 施行 の際現に あ る第一 条 0 規定による改正前 の健康保険法施行規則様式第十三号の二による

健 康保 険 限 度額 適 用 認定証 及び同 令様式第十四 号による健康保険限度額適用 • 標準負担額減額認定証 は、

当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置

第三条 施 行日前の出 置産に係る る船員保険法施行規則第七 十四条の規定の 適用に . つ ٧Ì 7 は、 なお従前の 例 に ょ

る。

2 亚 成二十七年一月から同年十二月までの間 においては、 船員保険法 (昭 和 十四年法律第七十三号) 第五

十五 条第 項 第 i 三号又は第七 十六条第二項 第 号 =  $\mathcal{O}$ 規 定 が 適 用 され る者 及 Ţ 船 員 保 険 法 施 行 令 第 八 条 第

項第一 号に規定す る病院等 に 第二 条  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ る改 正 後  $\mathcal{O}$ 船 員 保 険 法 施 行 規 則 ( 以 下 新 船 保 規 則 لح

1 様式第六号による船員保険限 度額 適 用 認定証 又 は 新 船保規 則様式第七号による船員保 険 限 度 額 適

用 標準 負 担 額 減 額 認定証 を提出、 して 船 員保険法 施行令第八条第七 項に規定する特定疾 次病給付 対 象 療 養 を

受け た場 合  $\mathcal{O}$ 当該 療養を受けた者に つ 7 7 は、 新 船保 規 魺 第 八 十七 条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 申 出 に · 基 づ <sup>'</sup>く協 会  $\mathcal{O}$ 認 定を

受けているものとみなす。

3

この 省 令の 施 行  $\mathcal{O}$ 際現に ある第二 条 の規定による改正前 の船員保険法施行規則様式第六号に よる船 員保

険 限 度額 適 用 認定証 及び同り 令様式第七 号による船員保険限度額適 用 標準負担 額減額認定証 は、 当分の間

これを取り繕って使用することができる。

(国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四 条 平成二十七年一月から同年十二月までの間にお *(* \ ては、 玉 民 健康保険法第四十二条第一 項第四号に

掲 げる場合に該当する者及び 国民健康保険法施行令第二十九条の二 第一 項第一号に規定する病院等に 第三

条の 規定 による改 Ē 後 の国 民 健 康保 険 法施 行 規則 ( 以 下 「新国保 規 則 という。 様式第一号の 八 に よる

玉 民 健 康 保 険 限 度額 適 用 認 定 証 又 は 玉 民 健 康 保 険 法 施 行 規 則 様 式 第 号  $\mathcal{O}$ 九 によ る国 民 健 康 保 険 限 度 額 適

用 標 準 負 担 額 減 額 認定証 を 提 出 L 7 玉 民 健 康 保 険 法 施 行令第二十 九 条 の二第七 項 に 規 定す る 特 定疾 病 給

付 対象療 養を受け た場合の当該療養を受けた者については、 新国 保規則第二十七条の十二の二第 項 0 申

出に基づく保険者の認定を受けているものとみなす。

2 この 省 令  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際現に、 あ る第三条 O規 定 に による改一 正 前  $\mathcal{O}$ 玉 民 健 康保険法 施 行規則 様 式 第一 号 の六によ

る 玉 民 健 康 保 険 標 準 負 担 額 減 額 認 定 証 及 び 同 令 様 式 第 号  $\mathcal{O}$ 八によ る国 民 健 康保険品 限 度 額適 用 認 定 証 は、

当分の間、これを取り繕って使用することができる。

高 齢 者  $\mathcal{O}$ 医 療  $\mathcal{O}$ 確 保 に関 する法律 施 行規 則  $\mathcal{O}$ 部改正 に伴う経過措

第 五. 条 平 -成二十 七年一 月 か 5 同 年十二月まで 0) 間 に お *\* \ 7 は 高 齢 者 0 医 療  $\mathcal{O}$ 確 保に 関 はする法語 律第六十七

条 第 項第二号に掲げる場合に該当する者及び 高 齢者 0 医 療  $\mathcal{O}$ 確 保 に関す る法 1律施 行令第-十四四 [条第四 頃に

規定する病院等に高齢者の医療の確保に関する法律施行規則様式第五号による後期高齢者医療限度額適用

標準負担額減額認定証を提出して高齢者の医療の 確保に関する法律施行令第十四条第五項に規定する特

 $\mathcal{O}$ 定疾病給付対象療養を受けた場合の当該療養を受けた者については、 確 保に関す る法律が 施 行規則第六十一条の二第一項の申出に基づく後期高齢者医療広域連合 第四条の 規定による改正 一後の高い の認定 一齢者

を受けているものとみなす。

医

療  $\mathcal{O}$